

110 特定施設入居者生活介護費

特定施設入居者生活介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
人員基準欠如減算			減算 70/100	看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号5)に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合) <平成12年厚生省告示第27号5> 職員数が基準を満たさない場合
個別機能訓練加算	△		加算 1日につき 12単位	特定施設入居者生活介護費については、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合
個別機能訓練加算Q&A	① 個別機能訓練加算について、配置としての加算なのか、それとも実施した対象者のみの加算なのか。			① 個別機能訓練加算については、単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。(平18. 4版 VOL.1 問76)
	② 個別機能訓練加算に係る算定方法、内容等について示されたい。			② 当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、通所介護サービスにおいては実施日、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。 なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。(平18. 4版 VOL.3 問15)
夜間看護体制加算		○	加算 1日につき 10単位	特定施設入居者生活介護費については、厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年厚生省告示第26号20)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、特定施設入居者生活介護を行った場合 <平成12年厚生省告示第26号20> イ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜間看護体制加算Q&A				<p>① 訪問看護ステーションと連携して24時間連絡体制の確保をし、必要に応じて健康上の管理等を行う体制であれば、実際に管理を必要としない利用者に対しても算定されるのか。</p> <p>① 夜間看護体制加算は、訪問看護ステーション等と連携して夜間における24時間連絡体制の確保等により、必要に応じて健康上の管理等を行うことを目的とした加算であり、体制が整備されている事業所に入所した利用者全員に加算する。(平18. 4版 VOL1 問65)</p>
医療機関連携加算	○		加算 1月につき80単位	看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。
看取り加算	○		1日につき80単位(死亡日以前4日以上30日以下) 1日につき680単位(死亡日の前日及び前々日) 1日につき1,280単位(死亡日)	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成24年厚生労働省告示第95号24)に適合する利用者については、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退去した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p><平成24年厚生労働省告示第95号24> 次のイからハまでのいずれにも適合している利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されていること。 ハ 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。</p>
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護				
人員基準欠如減算			減算 70/100	<p>介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号5)に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合)</p> <p><平成12年厚生省告示第27号5> 職員数が基準を満たさない場合</p>
障害者等支援加算	○		加算 1日につき20単位	養護老人ホームである外部サービス利用型特定施設において、精神障害等の理由により特に支援を必要とする者に対して基本サービスを行った場合、1日につき20単位を加算する。